

インボイス制度導入後の 具体的な事務対策

受講
無料

～経理実務と申告・納税対策～

令和5年10月1日から複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されています。当制度が始まったことにより、請求書・領収書に必要事項を記載する等の対応が必要となり、インボイス発行事業者となるためには、税務署への登録申請を行わなければなりません。また、課税事業者だけでなく、免税事業者の場合も、登録せずインボイスを発行しない場合は、販売先が仕入控除できないなど全ての事業者に影響があります。本セミナーでは、制度開始後のインボイス制度に関する経理実務や確定申告への対応について詳しく解説いたします。

また、セミナー終了後、税務署職員による個別相談会を1社30分（上限4社）で申し受けます。

講師プロフィール



中央税務会計事務所 所長
税理士

なかじま よしまさ
中島 由雅氏

中央税務会計事務所 2代目所長、職員数100名超の税理士事務所を経営。持ち前の人当たりの良さを活かし税務相談に加え、全国の商工団体、金融機関、教育機関、企業等でセミナーや講演も精力的に行っている。また、セミナーコンテストグランプリ（全国大会）に出場し、4位を獲得、税金・会計・経営全般の著書も多数。

日時 2024年 **1/26** 金 14:30～16:00

会場 **ANAクラウンプラザホテル**
(秋田市中通 2-6-1 TEL 018-832-1111)
またはオンライン参加 (Zoom)

申込先
申込方法 **秋田商工会議所 経営支援課 (担当: 熊地)**
TEL 018-866-6677 FAX 018-862-2101
【HPお申込み欄】 <https://www.akitacci.or.jp/invoice23>

当所HPよりお申込みいただくか、下記申込書に必要事項をご記入の上、FAXにて **1月22日(月)** までにお申込みください。

主な講座内容

- ◎ 1円合わない? 請求書作成の実務上注意点
- ◎ インボイス番号が不明の場合の対応・処理
- ◎ 値引きで対応? 免税事業者との取引の実務上注意点
- ◎ 経理担当者以外の注意すべきインボイス
- ◎ 電子帳簿法に対応する電子インボイスの取り扱い
- ◎ インボイス登録すべきかの判断ポイントと、しない場合の対策
- ◎ 実務上よくあるインボイス Q&A



参加申込フォームはコチラ→

1/26(金)開催「インボイス制度導入後の具体的な事務対策」セミナー受講申込書

※このままのサイズでFAXして下さい

FAX
送信先

FAX 018-862-2101

秋田商工会議所 経営支援課 行

申込日: 年 月 日

事業所名			
所在地	電話番号		
受講者名	E-mail	オンライン受講者は必須	
受講者名	E-mail	オンライン受講者は必須	
参加形式(どちらかに○)	会場参加 ・ オンライン参加	個別相談(どちらかに○)	希望する ・ 希望しない

※会場参加は30名に達し次第、締め切らせていただきます。

※オンライン参加の方には、参加方法について後日メールをお送りいたします。

※ご記入いただいた個人情報主催者からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。